

平成26年3月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

2章 東海地震注意情報発表時及び  
警戒宣言発令時の対応

平成26年3月

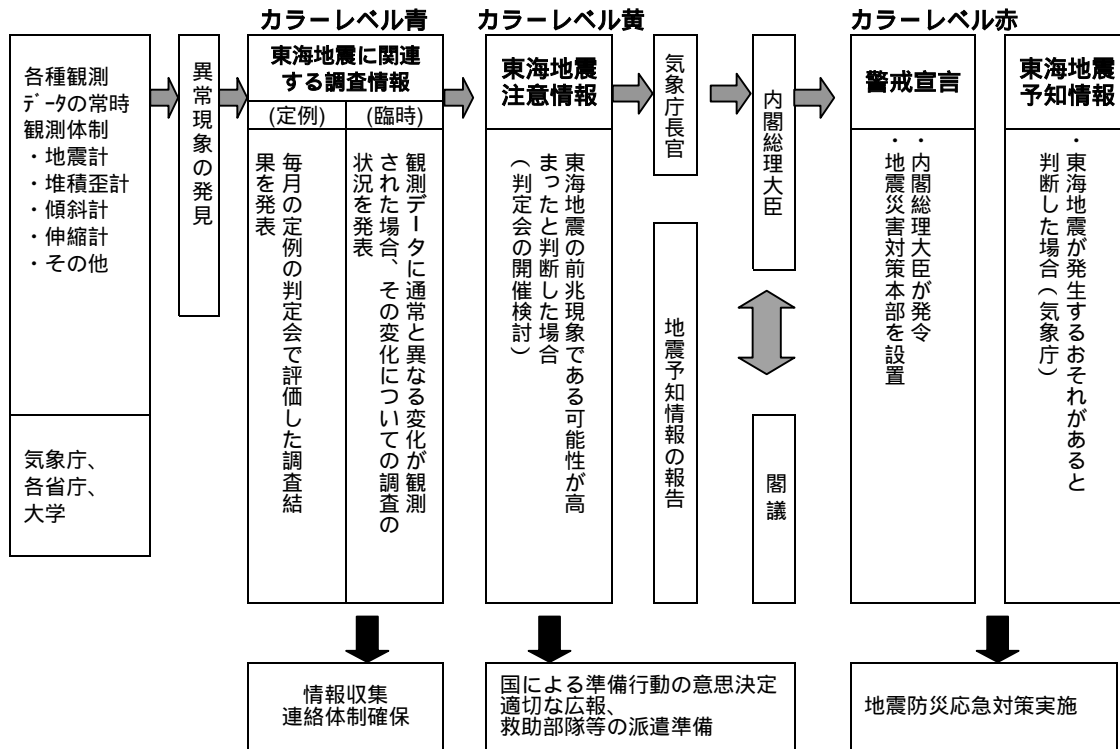
山梨県教育委員会

## 目 次

学校の災害対策編 2章 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応	ページ
1 東海地震に関連する事前情報	2
2 東海地震注意情報発表時の対応	2
	2
3 東海地震警戒宣言発令時の対応	3
	3
	3
	3
4 警戒宣言発令時の避難所としての対応	3

# 1 東海地震に関連する事前情報

## (1)東海地震に関連する情報発表の流れ



# 2 東海地震注意情報発表時の対応

## (1)事前避難対象地区 に指定されている地域にある学校

授業又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。

小学生以下及び特別支援学校の児童生徒等については、保護者へ引渡す。  
中学生以上が帰宅する場合は、安全の確保について十分な対策を講じる。

## (2)事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校

事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記(1)と同様な対策を講じる。

### 事前避難対象地区

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準によりあらかじめ市町村長が定める地区とする。

- ・ がけ地、山崩れ崩落危険地域
- ・ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ・ その他市町村長が危険と認める地域

### 3 東海地震警戒宣言発令時の対応

「警戒宣言」は、内閣総理大臣が発令する。

判定会が開催され、判定会会長から「強化地域にかかわる大規模な地震発生のおそれがある」と判定結果が報告された場合、気象庁長官から「地震予知情報」が内閣総理大臣に報告され、内閣総理大臣は閣議決定をうけ、「警戒宣言」を発令する。

「警戒宣言」は、(1)警戒宣言、(2)警戒態勢をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、(3)地震予知情報の内容、等を組み合わせたもので通報(発表)される。

東海地震警戒宣言が発令されると、公共交通機関の途絶、電気・ガス等の停止等、ライフラインが断絶し、相当の混乱が予想される。そのため、冷静な対応が求められる。

#### (1)授業中に発令された時の学校の対応

警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- ・授業又は学校行事を直ちに中止する。
- ・安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。  
小学生以下、特別支援学校の児童生徒等については、保護者へ引渡す。  
中学生以上については、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ集団下校または帰宅とする。

#### (2)保護者の引き取りがない時または帰宅することが危険な時の学校の対応

留守家族、交通機関等の理由により保護者の引き取りがない時、または帰宅することが危険な時は、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、事前に災害用備品として備蓄してある食糧等を提供したり、市町村地震災害警戒本部と連絡の上、対策を講じる。

#### (3)登下校中に発令された時の留意事項

- ・ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ・学校あるいは自宅のいずれか近い方に、急いで避難する。
- ・留守家庭の児童生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ・交通機関を利用している児童生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

#### (4)授業終了後に発令された時の学校の対応

警戒宣言が解除されるまでの間、授業又は学校行事を中止する。

### 4 警戒宣言発令時の避難所としての対応

#### (1)学校へ避難する地域住民の受け入れ

警戒宣言が発令された場合において、地域住民が学校へ避難してくることも想定される。

このような場合には、市町村防災担当者と協議の上、【3章 災害発生直後対応- 8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応】に準じて、避難者の受け入れを行っていくこととなる。